

地域要件

市内業者

喜多方市内に本店を有する者、又は喜多方市内に支店若しくは営業所等を有する者で次に掲げる要件(ア)～(エ)をすべて満たす者。

- (ア) 支店又は営業所等に見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられている委任先であること。
- (イ) 「法人設立事業所等設置申告書」が、市税務課で受付され、法人市民税を納付している者であること。
- (ウ) 直近の法人市民税の確定申告等における本市分の従業者数が2名以上であること。
- (エ) 市内に支店若しくは営業所等を開設してから、継続して10年を経過していること。

喜多方市内に本店を有する市内事業者が本店を喜多方市外に移し、引き続き支店若しくは営業所等を喜多方市内に有する場合における前項の規定による市内事業者の判定については、前項(エ)の期間に喜多方市内における本店の開設期間を含めることとする。

準市内業者

喜多方市内に支店若しくは営業所等を有する者で、次に掲げる要件(ア)～(ウ)は満たすが(エ)の要件は満たさない者。

- (ア) 支店又は営業所等に見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられている委任先であること。
- (イ) 「法人設立事業所等設置申告書」が、市税務課で受付され、法人市民税を納付している者であること。
- (ウ) 直近の法人市民税の確定申告等における本市分の従業者数が2名以上であること。
- (エ) 市内に支店若しくは営業所等を開設してから、継続して10年を経過していること。

市外業者

上記以外の者。